

認可外保育施設集団指導

居宅訪問型保育事業施設

令和5年8月

沖縄県子育て支援課 認可・指導班

指導監督基準について

➤ 児童福祉法の一部改正（昭和56年6月15日法律第87号）

いわゆるベビーホテル等の無認可の児童福祉施設の中には安全面等について問題のあるものがみられることから、これらに対する規制を強化するため、**無認可の児童福祉施設に対する厚生大臣及び都道府県知事の報告徴収及び立入調査の権限を設ける等児童福祉法の規定の整備**を行った。



より効果的な指導監督の実施

➤ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付雇児発第177号）（通知） → 「認可外保育施設指導監督の指針」「指導監督基準」の策定

【この指針の目的及び趣旨】

- ▶ この指針は、児童福祉法（以下「法」とい。）等に基づき、**認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるもの**であること。
- ▶ なお、**本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのもの**であり、別添の**認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準**（昭和23年厚生省令第63号）**及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準**（平成26年厚生労働省令第61号）**を満たすことが望ましいもの**であること。

【指導監督基準】

- ▶ 第1「保育に従事する者の数及び資格」、第2「保育室等の構造、設備及び面積」・・・第9「備える帳簿等」

立入調査について

- 児童福祉法に基づく、**認可外保育施設に対する指導監督の一環**

立入調査の根拠

(児童福祉法第59条第1項)

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、(略)第36条から第44条まで(第39条の2を除く。)に規定する業務を目的とする施設であつて(略)認可を受けていないもの(略)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その**事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる**。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

- もって認可外保育施設に入所している**児童の福祉の向上を図ることを目的**とする。

指導監督の種類について

- ①立入調査（通常）
- ②巡回訪問
- ③特別立入調査
- ④運営状況報告（年1回提出の義務）
- ⑤臨時報告（事故等が発生した場合）

※③は、死亡事故等の重大な事故や児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合、又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合に実施します。

なお、②及び③については、事前通告なく、実施ができることになっています。

立入調査（通常）の主な流れ



立入調査の流れ等

➤ 書類担当、設備担当の二手に分かれ、調査を実施

施設の職員に聞き取りをしながら、各種必要な書類は適切に保管・管理されているか、設備に不備はないか、保育士が適切に配置されているか、子どもたちへの接し方などを実際に目で見てチェック

- 書類担当は、事前に準備して頂いた関係書類を確認
- 設備担当は、保育室、調理室、トイレ、園庭など子どもが関わる全ての設備を確認
- 必要に応じて面積を実測

(注) 施設内レイアウト変更等を行った場合、保育室面積が増減している可能性

- 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか、実測し、要確認
- 面積の変更があった場合、1ヶ月以内に変更届を提出

➤ 認可外保育施設が正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、忌避した場合など、罰則規定（30万円以下の罰金）があります。また、忌避等した場合、公表することがあります。

集団指導の位置づけ

- ▶ 認可外保育施設に対しては、年に1回の立入調査が必要ですが、



「認可外居宅訪問型保育事業者（ベビーシッター）」については、立入調査に代えて集団指導での対応も可能（令和2年3月31日付け局長通知）

集団指導は、任意の研修等とは異なり、参加が必須の取組になります！





- ▶ 講習受講

遵守すべき基準（指導監査基準等）の理解等（本日の講習が該当）

- ▶ 書面審査

書類による基準への適合状況の確認（必要に応じて聞き取り確認も実施）



- ▶ 集団指導の結果、指導監督基準への適合等が確認された場合は、**「認可外
保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」**を交付

- ▶ 無償化対象として事業を行うためには、前述の証明書の取得が必要です。

令和6年9月末まで経過措置あり経過措置終了後は証明書が必要となります。

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業） と沖縄県の関わり

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）と 沖縄県の関わり

○事前指導

電話相談など

○届出

設置届、変更届、休止・廃止届

○報告

運営状況報告（定期報告）、事故報告等

○立入調査、集団指導

指摘事項があった場合、改善状況報告書の提出

○その他（研修等）

認可外保育施設の届出

認可外保育施設の届出の義務

認可外保育施設の設置者は、事業の開始の費又は変更・休止・廃止の日から1ヶ月以内に都道府県知事へ届け出なければならない。
(児童福祉法第59条の2第1項又は第2項)

規程による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は50万円以下の過料に処する。
(児童福祉法第62条の4)

届出の種別

設置届（児童福祉法第59条の2第1項）

認可外保育施設の設置者は、その事業の開始の日から1か月以内に届け出なければならない。

休止・廃止届（児童福祉法第59条の2第2項）

その事業を廃止又は休止した場合、1か月以内に届け出なければならない。

（休止の場合）

事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出。

届出の種別

変更届

事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、認可外保育施設事業内容等変更届により変更内容を届け出ます。

- ①施設の名称・所在地、連絡先
- ②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）、連絡先
- ③建物その他の設備の規模及び構造
- ④管理者の氏名・住所
- ⑤施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処する。
(児童福祉法第62条の4)

認可外保育施設の報告

沖縄県への報告

運営状況報告書

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

事故報告

施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合に報告

長期滞在時の報告

24時間かつうちおおむね5日程度以上預かっている児童がいる場合は、速やかに報告すること。

事故報告について

児童福祉法施行規則の規定により、事故の発生又は再発防止に努めることとされています。
また、事故が発生した場合には、速やかに当該事実を報告しなければならないとされています。

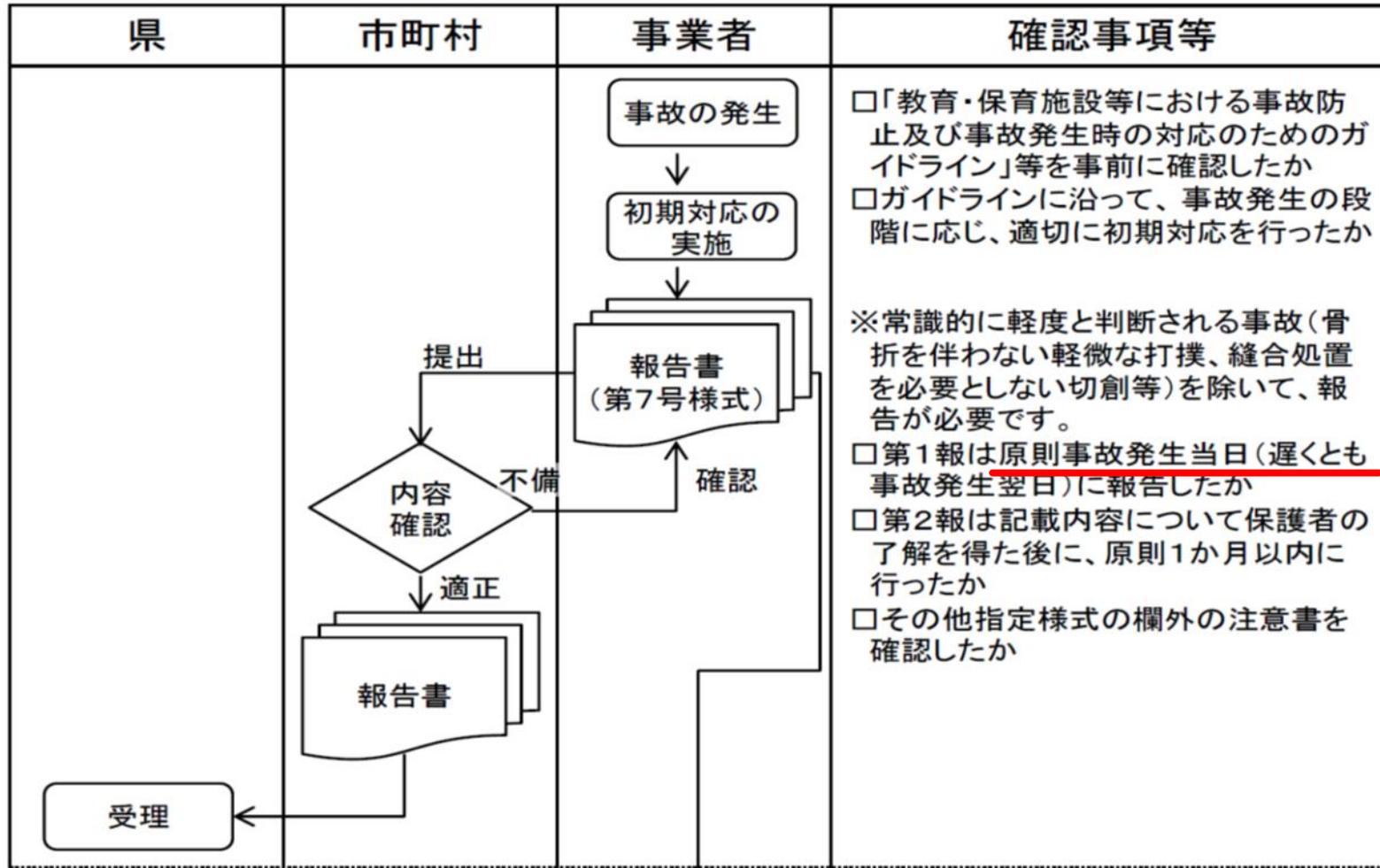
児童福祉法施行規則（抄）

第49条の7の2

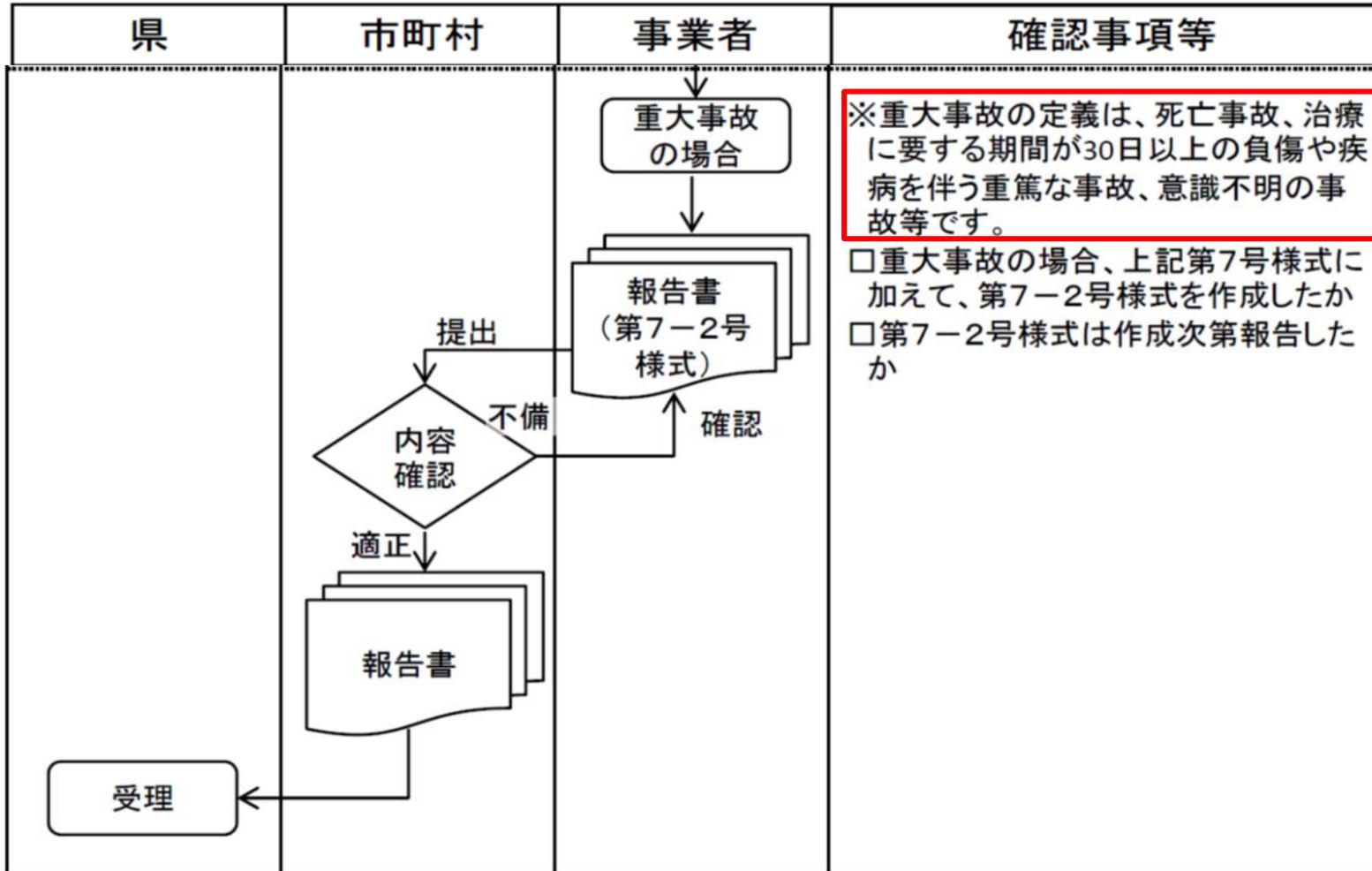
法第59条の2第1項に規定する施設の設置者は、当該施設におけるサービスの提供による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、**事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。**

事故報告について

【事故報告、重大事故の場合の報告】



事故報告について



事故報告について



[ホーム](#) > [教育・文化・交流](#) > [子育て](#) > [事業概要・制度概要](#) > [認可外保育施設について](#)

認可外保育施設について

認可外保育施設の概要

- [認可外保育施設は届出が必要です!!](#)・・・認可外保育施設の届出制度に関する概要
- [よい保育園の選び方](#)・・・よい保育園の選び方10ヶ条 (厚生労働省作成)
- [認可外保育施設指導監督基準](#)・・・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等

【事業内容変更届様式】

- [WORD 様式2: 認可外保育施設事業内容変更届 \(ワード:23KB\)](#)

【休止・廃止届様式】

- [WORD 認可外保育施設【休止・廃止】届出書 \(ワード:23KB\)](#)

*その他、届出様式等については、[ZIP 21](#) [こちら \(ZIP:905KB\)](#) をご確認ください。

事故報告様式
保存場所

事故報告について



[ホーム](#) > [教育・文化・交流](#) > [子育て](#) > [事業概要・制度概要](#) > [認可外保育施設について](#)

認可外保育施設について

認可外保育施設の概要

- [認可外保育施設は届出が必要です!!](#)・・・認可外保育施設の届出制度に関する概要
- [よい保育園の選び方](#)・・・よい保育園の選び方10ヶ条(厚生労働省作成)
- [認可外保育施設指導監督基準](#)・・・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等

その他関連資料

-  [教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者・地方自治体共通～\(PDF:179KB\)](#)
-  [教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～\(PDF:340KB\)](#)

ガイドライン
保存場所

認可外保育施設指導監督基準を 満たす旨の証明書

認可外保育施設指導監督基準を 満たす旨の証明書

- ▶ 児童福祉法第59条に基づく立入調査・集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下、「証明書」という。）を交付しています。
- ▶ 証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等への届出が義務付けられた施設です。

証明書が交付について

- ▶ 児童福祉法第59条に基づく立入調査又は集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、交付されます。

証明書の返還について

証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。

認可外保育施設指導監督基準について

指導監督基準の内容

- ▶ 第1 保育に従事する者の数及び資格
- ▶ 第2 保育室の構造、設備及び面積
- ▶ 第3 非常災害に対する措置
- ▶ 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- ▶ 第5 保育内容
- ▶ 第6 給食
- ▶ 第7 健康管理・安全確保
- ▶ 第8 利用者への情報提供
- ▶ 第9 備える帳簿

第1 保育に従事する者の数及び資格

1. 保育に従事する者の数

原則、1人に対して乳幼児1人

例外...当該乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合、
保護者の同意がある場合は、これを適用しないことができる。

**保護者の同意について
契約書への記載や依頼メール等による確認ができる記録を保存しましょう。**

第1 保育に従事する者の数及び資格

2 持つべき資格

保育に従事する全ての者が
保育士、看護師もしくは、

複数名ベビーシッターが所属する場合は、
全員が有資格者である必要があります！

都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を

終了した者であること。

【例】

- ▶ 子育て支援員研修（地域型基礎研修）
- ▶ 全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修等
- ▶ 沖縄県認可外の居宅訪問型保育研修（基礎研修）

令和5年度沖縄県認可外の 居宅訪問型保育研修実施について

【実施期間】

令和5年9月から10月予定

【研修詳細】

令和5年8月下旬県ホームページにて公表予定

第2 保育室等の構造、設備及び面積

保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

(例) 玩具、救急用品等

第3 非常災害に対する措置/

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

防災上必要な措置を講じていること。

- 火災や地震などの災害発生時における対処方法等をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。

第5 保育内容

- 1 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。
 - ▶ 1. 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育が行われているか。
 - ▶ 2. 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮されているか。
 - ▶ 3. 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。
 - ▶ 4. 乳幼児対し、漠然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的な」保育になっていないか。

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(2) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上

1. 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。
2. 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。

【参考】

年齢に応じた心身の発育や発達状態について

- ・ 認可外保育施設指導監督基準原文
- ・ 保育所保育指針（厚生労働省H30年）

(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮

- ▶ 乳幼児に身体苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がされているか。

- しつけと称する否かを問わず、児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと
- 遊びの一環、寝かしつけのため、しつけのためと称するか否かを問わず、児童に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。

乳幼児の人権に対する十分な配慮

保育者による虐待・不適切な保育の例

- ▶ 身体的な虐待・乱暴なかかわり
- ▶ しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- ▶ 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- ▶ 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
- ▶ バウンサー・ベビーラックを激しく揺らす。
- ▶ 児童の腕や衣服などを掴んで引っ張る。

乳幼児の人権に対する十分な配慮

心理的な虐待・人格を尊重しないかわり

- ▶ 「お前」、「ばか」、「かわいくない」など、人格を無視したり言葉や傷つけるような言葉を投げかける。
- ▶ 「早く寝てよ」、「〇〇しなさい」など、物事を強要するような言葉を投げかける。
- ▶ 「おやつを抜きにするよ」など、罰を持ち出して脅すような言葉を投げかける。
- ▶ 大きな声を出したり、おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を萎縮させる。

性的な虐待

- ▶ 児童を裸にして保育者が、個人的に児童の写真をとる。
- ▶ 午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
- ▶ 着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為をする。
- ▶ 愛情表現やスキンシップと称して、児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為をする。

ネグレクト

- ▶ 汚れたオムツを替えずにそのままにする。
- ▶ ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。

(3) 児童相談所等の専門的機関との連携

- ▶ 利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関への通告をしているか。
- ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。

3 保護者との連絡等

- (1) 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは過程での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。

【例】

- ・保護者から保育者...家庭での乳幼児の様子
- ・保育者から保護者...保育中の乳幼児の様子

- (2) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。

※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も把握すること。

第6 給食（食事を提供する場合）

1 衛生管理の状況

- ▶ 食器等の適切な衛生管理
- ▶ 調理、配膳、食器、哺乳瓶等の衛生管理を適切に行うこと。

2 食事内容等の状況

- ▶ 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事度の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行うこと。
- ▶ アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断のおよび指示に基づき、適切な対応が行われているか。
- ▶ 食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。

原則、調理は実施しないようお願いいたします。

誤食：本来飲み込まない物（コイン、電池など）
を飲み込んでしまうこと
誤嚥：食べ物が気道に入ってしまうこと。

第7 健康管理・安全確保

1 乳幼児の健康状態の観察

- ▶ 預かり施設に際に、健康状態の観察および、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。
- ▶ 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳用意の状態を把握しているか。

※ 特に注意すべき事項 体温、排便、食事、制民、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

連絡帳などを活用し、書面で確認できるようにするようにしましょう。
また、保育中も気付いたことはこまめにメモしておく、振り返りに役に立ち、保護者に伝えることができるツールとなります！

2 職員の健康診断

▶ 健康診断を1年に1回実施すること

職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により、義務づけられている。

▶ 調理、調乳にかかわる職員は概ね月1回検便を実施すること。

食事の提供を行う場合は、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じて、検便を実施する。

3 感染症への対策

▶ 預かる乳幼児と保育従事者の間での感染の防止を念願におくこと。

※ 保育従事者自身の体調管理、預かる乳幼児の体調把握に努めること。

乳幼児突然死症候群に対する注意

- 1 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。
 - 2 乳児を寝かせている場合には、仰向けに寝かせているか。
- ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を努めること。
- 3 保育中が禁煙を厳守しているか。

乳幼児突然死症候群の予防

- ▶ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ▶ 乳幼児のそばを離れない
- ▶ 乳幼児を寝かせる時には、仰向け寝を徹底する。
- ▶ 1歳児以上でも、子供の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子どもの安全確認を決め細かく行う。
- ▶ 保護者との密接なコミュニケーションをとる。
- ▶ 家庭での子どもの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。
- ▶ 預かりはじめての時期や体調不良明けは特に注意して聞き取る。

乳幼児突然死症候群の予防

- ▶ 睡眠時チェックを決め細かに行き、記録する。
- ▶ 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔。
- ▶ 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- ▶ 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェック。
- ▶ 人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。
- ▶ チェック項目（児童の寝付きや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）
乳幼児の体に触れて確認する。

乳幼児突然死症候群の予防③ 及び睡眠中の事故防止

その他の睡眠中の事故

睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、窒息などによる事故がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

【窒息リスク除去方法】

①やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。②ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、布団カバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード類）を置かない。③口の中に異物がないか確認する。④ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。⑤児童の数、職員の数に合わせ、定期的に児童の呼吸・体位・睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合はの早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

5 安全確保

- ▶ 安全計画の策定、職員周知、研修、訓練、取組を保護者への周知すること。
- ▶ 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図ること。
- ▶ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備すること。
- ▶ 児童の施設外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に確認すること。
- ▶ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的を実施すること。
- ▶ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ▶ 事故発生時には速やかに、当該事実を都道府県に報告すること。
- ▶ 事故の状況及び事故に際して採った処理について記録すること。
- ▶ 死亡事故等の重大事故が発生したした場合、当該事故と同様の事故の再発防止及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

具体的な取組

- ▶ 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え
- ▶ 保育を始める前の玩具、遊具等の室内の安全確認
- ▶ 室内、室外の安全確認
- ▶ ケガや急病等における応急手当の方法（実践）
- ▶ 「ヒヤリ、ハット」等の事故防止意識の再確認等
- ▶ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために児童車を運行する場合の児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法
- ▶ 事故発生時における対処方法及び連絡体制
- ▶ 事故等発生後における詳細な内容等の報告
- ▶ 定期的に講習を受講。

参考：「子どもを事故から守る!!事故ハンドブック」

1 施設及びサービスに関する内容の掲示 (利用者への書面等掲示)

以下の事項について、書面等による掲示がされているか

- ▶ 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
- ▶ 事業所の名称及び所在地
- ▶ 事業を開始した年月日
- ▶ 保育提供時間
- ▶ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ▶ 利用定員
- ▶ 設置者の資格（保育士・看護師）保有状況
- ▶ 設置者の研修の受講状況
- ▶ 保育する乳幼児に関しての契約している保険の種類、保険事故及び保険金額（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ▶ 緊急時等における対処方法
- ▶ 非常災害対策
- ▶ 虐待防止のための措置に関する事項
- ▶ 設置者は過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けてことがある場合には、その命令の内容を含む）

【掲示の例】

- ・ 利用者の見やすい位置に掲示
- ・ インターネットに載せる
 - ・ メール送付
 - ・ 書面等交付

掲示だけでなく、保護者と利用契約する際は、書面による交付が必要。サービス内容、履行に関する事項について適切に説明することが必要です！！

第8 利用者への情報提供 (利用者への書面等交付) (法人の場合)

- ▶ 設置者の氏名及び住所（又は連絡先）
- ▶ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ▶ 事業所の名称及び所在地
- ▶ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ▶ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保健事故及び保険金額
- ▶ （提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ▶ 利用者から苦情を受け付ける連絡先

第8 利用者への情報提供 (利用者への書面等交付) (法人の場合)

- ▶ 設置者（法人）名及び設置者住所
- ▶ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ▶ 事業所の名称及び所在地
- ▶ 事業所の管理者氏名及び管理者住所
責任の所在が明確であれば、個人情報保護の観点から、管理者住所に代えて
- ▶ 設置者住所を記載することも可。
- ▶ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ▶ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ▶ （提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ▶ 苦情受付担当者の氏名及び連絡先

第9 備える帳簿類等（個人の場合）

- ▶ 職員に関する帳簿等
 - ・ 資格を証明する書類（写）
- ▶ 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等

第9 備える帳簿類等（法人の場合）

職員に関する帳簿等

- ▶ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等
保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
- ▶ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡
先、児童の在籍記録等

労働関係書類

- ▶ 労働者名簿（労働基準法第107条）
- ▶ 賃金台帳（労働基準法第108条）
- ▶ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

今後の流れ

受講後



指定の期日までに提出書類（別途資料）を提出。



提出書類の書類審査を行い集団指導の結果通知を
沖縄県より郵送にて送付。



場合によっては来
庁によるヒアリングを実施
します。（対象者となる
方には連絡します。）

結果通知に文書指摘事項や口頭指摘事項がある場合は、
改善結果報告書の提出が必要です。

その他参考資料等

令和5年8月時点

《厚生労働省関係》

- ▶ 保育所保育指針（平成29年3月）、保育所保育指針解説（平成30年2月）等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/houiku/index.html#h2_free5
- ▶ 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版 2022年10月一部改訂）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>
- ▶ 保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf>
- ▶ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年4月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000511242.pdf>
- ▶ 授乳・離乳の支援ガイド（2019年改定版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04250.html

《内閣府関係》

- ▶ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）、教育・保育施設等における事故報告集計資料、事故防止及び事故発生時対応マニュアル-基礎編等

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#guidelines>

▶ 《文部科学省関係》

- ▶ 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

《沖縄県》

- ▶ 認可外保育施設について（沖縄県認可外保育施設指導監督要綱 様式、研修会資料等掲載）

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kododate/ninkasido/ninkagai.html>

保育施設の運営は、子どもの命を預かる
大変責任の重い仕事です

本日説明した指導監督基準は
安全確保等の観点から定められたものであり
施設の責任において遵守する必要があります

施設の皆様におかれましては
基準の遵守にとどまらず
常に運営状況の見直しや正しい情報の収集に努め
保育環境の改善を図って頂くようお願いいたします